企

目

次

号外第1 \pm 른

平成十七年

木 曜

三月三十一日

日

改正する規則
山梨県文化財保護条例施行規則及び山梨県文化財保護審議会規則の 山梨県立保存民家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則 山梨県立飯田野球場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則......

部を

四

正する規則山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例施行規則の一部を改山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例施行規則の一部を改 : : 五 —

山梨県教育職員旅費支給規程の一部を改正する訓令...... 庁中処務細則等の一部を改正する訓令..... 五三 五

扱事務の名称等の頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取り頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取り 山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示...... 五三 五三

教育次長等専決規程等の一部を改正する訓令.....

五四

山梨県労働委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程 山梨県収用委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

. 五 五 . 五 五

企 業 局

山梨県企業局処務規程の一部を改正する規程......四川梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程......四川梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程......四

山梨県企業局事務委任規程の一部を改正する規程....... 山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程...... 山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程...... 山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程...... 山梨県企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程.....

山梨県企業局管理規程第一号

山梨県企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定

平成十七年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 井 П 弘 章

山梨県企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

(趣旨)

る事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理す

一部を改正する規則(一部を改正する規則の)は、「一部を改正する規則の以来にある。」と、「一部を改正する規則の以来にある。」と、「一部を改正する規則の、「一部を改正する。」と、「一部を改正する。」と、「一部を改正する。」といる。

 山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則...........

山梨県企業局訓令前行署名式の一部を改正する訓令...... 山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程......五 山梨県企業局契約事務規程の一部を改正する規程......五

山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法に 四十五号。以下「情報通信技術利用条例」という。) 第三条から第六条までの規定に 県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 (平成十六年山梨県条例第 定めるところによる。 より行う場合については、 山梨県公営企業管理者(以下「管理者」という。) が所管する手続等を、 他の規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の 山梨

(定義)

第二条 この規程において、 次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところ

電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)

梨 県 公 報 号 外 第 \pm 号 平成十七年三月三十一日

Щ

する規則 山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例施行規則の一部を改正山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例施行規則の一部を改正

山梨県立射撃場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則......

山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則.......三三

を改正する規則 山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター 設置及び管理条例施行規則の山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例施行規則の

33部

.... 三九

条第一項に規定する電子署名をいう。

作成する電磁的記録をいう。 認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために二 電子証明書 申請等を行う者又は管理者が電子署名を行ったものであることを確

(電子情報処理組織による申請等)

機から入力して、申請等を行わなければならない。

「できこととされている事項を、同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載す申請等を行う者は、管理者の定めるところにより、管理者の指定する電子計算機に備第三条 情報通信技術利用条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して

の措置を講ずる場合は、この限りでない。
らない。ただし、管理者の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するため
送信し、及び管理者の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録しなければな
子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを
2 前項の申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電

- 規定に基づき登記官が作成した電子証明書の業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第一項及び第三項の
- 三号)第三条第一項に規定する電子証明書二の電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十二)
- 書面等を提出しなければならない。

 孝の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該に技術利用条例第三条第一項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機からより行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を情報通の第一項の申請等を行う者は、管理者の定めるところにより、当該申請等を書面等に
- に掲げる書面等の提出を省略させることができる。 号に掲げるときは、当該申請等について規定した規程の規定にかかわらず、当該各号4 管理者は、申請等を行う者が前項に規定する事項を送信する場合において、次の各
- 代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているものを行う者に係る登記簿の謄本又は抄本であって、申請等を行う者の名称、所在地、一・申請等を行う者に係る第二項第一号に掲げる電子証明書を送信するとき・ 申請等
- を行う者に係る住民票の写しであって、申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生二 申請等を行う者に係る第二項第二号に掲げる電子証明書を送信するとき 申請等

年月日を確認するために添付を求めているもの

申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。と併せ必要とするものを含む。) について、第一項の申請等が行われたときは、当該5 規程の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等 (副本又は写しを正本

(電子情報処理組織による処分通知等)

に記録するものとする。 すべきこととされている事項を管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルを使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載70条 管理者は、情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織70条

(電磁的記録による縦覧等)

(電磁的記録による作成等)

調製する方法により作成等を行うものとする。 ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。) をもってで係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク (これに準代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を管理者の使用第六条 管理者は、情報通信技術利用条例第六条第一項の規定により書面等の作成等に

(氏名又は名称を明らかにする措置)

に限る。) 及び第三条第二項ただし書に規定する措置とする。 る措置は、電子署名 (第三条第二項各号に掲げる電子証明書が併せて送信されるもの**第七条** 情報通信技術利用条例第三条第四項の規則で定める氏名又は名称を明らかにす

を明らかにする措置は、電子署名とする。()情報通信技術利用条例第四条第四項及び第六条第三項の規則で定める氏名又は名称()

附則

この規程は、公布の日から施行する。

山梨県企業局管理規程第二号

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 井 口 弘

章

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程

のように改正する。 山梨県企業局財務規程(昭和四十一年山梨県企業局管理規程第三十七号)の一部を次

第四十五条第一項第十二号中「電気料、水道料、」及び「、ガス料、電信電話料」を

第四十六条第五項中「社会保険料」の下に「、電気料、ガス料、 水道料、電信電話料」

則

を加える。

この規程は、 平成十七年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第三号

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成十七年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 井

弘

章

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

部を次のように改正する。 山梨県企業職員の給与に関する規程(昭和四十二年山梨県企業局管理規程第四号) ത

る公署は、」に改める。 第六条中「寒冷地手当の支給地域及び区分は」を「寒冷及び積雪の度を考慮して定め

別表第四を次のように改める。

別表第四 (第六条関係)

南巨摩郡早川町	所
奈良田一	在
〇七六の四	地
早川水系取水口監視所早川水系発電管理事務所	公
	署

附 則

この規程は、 平成十七年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第四号

山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県公営企業管理者

弘 章

井

山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程

うに改正する。 山梨県企業局組織規程(昭和四十三年山梨県企業局管理規程第一号)の一部を次のよ

別表第一総務課の項の次に次のように加える。

企業局の中長期計画に関すること。

局内の主要施策の総合企画及び総合調整に関すること。

主要事業の進行管理の総括に関すること。

兀 新規事業 (電気課で所掌するものを除く。) に係る企画及

び調査に関すること。

五 る企画及び調査に関すること。 温泉事業及び地域振興事業 (以下「事業」という。) に係

経 営

企

画

課

事業に係る許可、認可及び免許の申請に関すること。

七 事業に係る建設に関すること。

八 事業に係る補償に関すること。

九

温泉事業の業務運営に関すること。

温泉事業の料金の算定に関すること。 丘の公園の指定管理者に関すること。

十二 その他、 事業に関すること。

別表第一業務課の項を削る。

別表第三中 総合制御所 山梨県営発電

を

総合制御所 山梨県営発電

制御課 に改める。

則

(施行期日)

1 この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 企画課に勤務を命ぜられたものとする。 この規程の施行の際現に業務課に勤務する者のうち、別に発令されない者は、 経営

山梨県企業局管理規程第五号

山梨県企業局事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

Щ

梨

県

公

報 号 外

第二十二号

平成十七年三月三十一日

山梨県公営企業管理者

井

弘

章

山梨県企業局事務委任規程の一部を改正する規程

のように改正する。 山梨県企業局事務委任規程(昭和四十三年山梨県企業局管理規程第二号)の一部を次

第二十号とし、同条第二十二号を同条第二十一号とする。 り上げ、同条第二十一号中「及び訂正」を「、訂正及び利用停止」に改め、同号を同条 第三条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第二十号までを一号ずつ繰

第三条の二中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加

Ξ 所属職員の時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務(休日の代休日の勤務を含む。)

則

この規程は、 平成十七年四月一日から施行する。

の命令並びに休日の代休日の指定に関すること。

山梨県企業局管理規程第六号

山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 井 弘

山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

のように改正する。 山梨県企業局事務決裁規程 (昭和四十三年山梨県企業局管理規程第三号)の一部を次

別表第一中第十九号を削り、第二十号を第十九号とする

十号とし、同表第十二号を同表第十一号とする。 り上げ、同表第十一号中「及び訂正」を「、訂正及び利用停止」に改め、 別表第三中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰 同号を同表第

加える。 別表第三の二中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、 第二号の次に次の一号を

三 所属職員の時間外勤務及び休日勤務の命令並びに休日の代休日の指定に関するこ

「電気課長の個別的専決事項

負担行為の決定に関すること。 金額百万円未満の電気事業に係る固定資産の取得に係る支出

金額百万円未満の電気事業に係る補償及び登記事務に関する

別表第四中 業務課長の個別的専決事項 金額百万円未満の温泉事業及び地域振興事業に係る固定資産

の取得に係る支出負担行為の決定に関すること。

二金額百万円未満の温泉事業及び地域振興事業に係る補償及び

登記事務に関すること。

三 丘の公園の施設利用料の徴収事務に関すること。

経営企画課長の個別的専決事項

金額百万円未満の温泉事業及び地域振興事業に係る固定資産

の取得に係る支出負担行為の決定に関すること。

二 金額百万円未満の温泉事業及び地域振興事業に係る補償及び

登記事務に関すること。

三 丘の公園の施設利用料の徴収事務に関すること。

に改める。

電気課長の個別的専決事項

負担行為の決定に関すること。 金額百万円未満の電気事業に係る固定資産の取得に係る支出

二 金額百万円未満の電気事業に係る補償及び登記事務に関する

章

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第七号

山梨県企業局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 井 П

弘 章

山梨県企業局処務規程の一部を改正する規程

山梨県企業局処務規程 (昭和四十三年山梨県企業局管理規程第四号) の一部を次のよ

うに改正する。 刪

別表中

牃

鰥 ₽

牃

巡 誤

誤 ₽ 刪

巡

を 経営企画課

₩ 谿 に改める。

₽ 刪

この規程は、 平成十七年四月一日から施行する。

兀

を

山梨県企業局管理規程第八号

山梨県企業局契約事務規程の一部を改正する規程を次のように定める

平成十七年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 井

山梨県企業局契約事務規程の一部を改正する規程

弘

章

山梨県企業局契約事務規程(昭和五十五年山梨県企業局管理規程第九号)の一部を次

のように改正する。

第九条を第十条とする。

乃至第百十三条」を「第百八条から第百十三条まで」に改め、同条を第九条とする。 五」に、「ついて」を「ついては」に、「(昭和三十九年山梨県規則第十一号)第百八条 第八条中「(昭和二十七年政令第四百三号)第二十一条の十四」を「第二十一条の十

(随意契約) 第七条の次に次の一条を加える。

則第十一号)第百三十七条第一項に定めるところによる。 項第一号の規定により定める額については、山梨県財務規則 (昭和三十九年山梨県規 地方公営企業法施行令 (昭和二十七年政令第四百三号) 第二十一条の十四第一

この規程は、 公布の日から施行する。

山梨県企業局管理規程第九号

山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成十七年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 井

> 弘 章

山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程

山梨県営電気事業保安規程(昭和六十年山梨県企業局管理規程第九号)の一部を次の

ように改正する。

第五条第二項の表電気主任技術者の項職名の欄中「電気課管理職員」を「笛吹川水系

笛吹川水系発電

所管ダム水路工

塩川発電所ダム

発電管理事務所管理職員」に改め、同表ダム水路主任技術者の項中

新琴川第三発電

作物 所ダム水路 管理事務所 水路工作物 電気課管理職員 職員 笛吹川水系発電管理 発電総合制御所管理 事務所管理職員

を

新琴川第三発電所ダム水路

事務所管理職

笛吹川水系発

所管ダム水路工作物

笛吹川水系発電管理事務所

工作物

塩川発電所ダム水路工作物

職員

発電総合制御

電管理

員

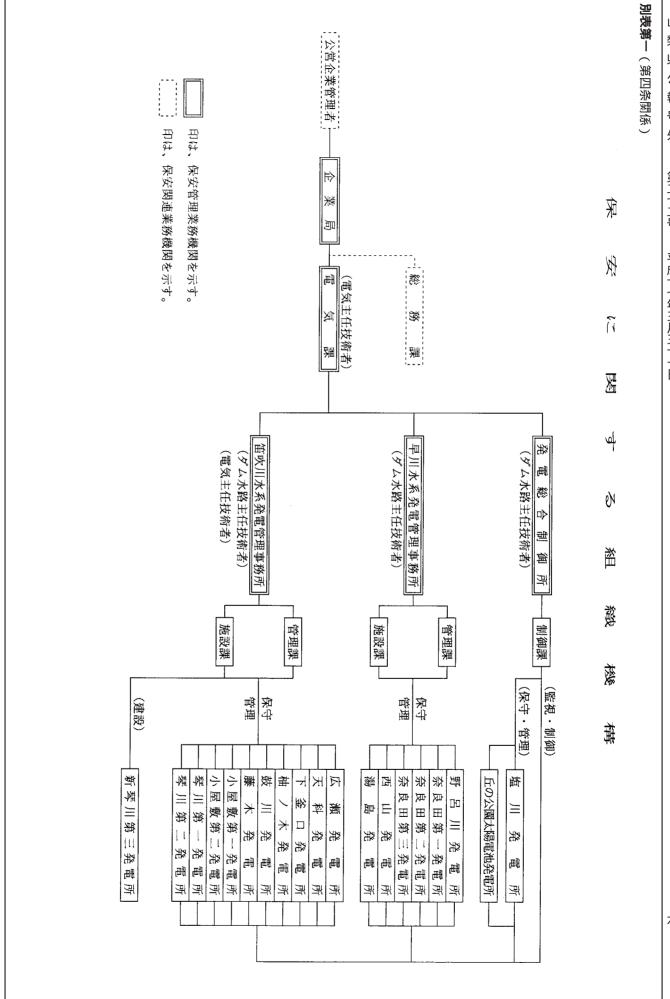
に改める。

別表第一を次のように改める。

所管理

工作物

 $\overline{\mathcal{H}}$



別表第四を次のように改める。 発電総合制御所 発電 制 御 課 総合制御所 別表第二組織の頃中 に改め、同表 Γ 広瀬発電所、天科発電所、下釜口 木発電所、鼓川発電所、藤木発電所 発電所、小屋敷第二発電所、琴川第 川第二発電所、琴川第三発電所の次 設備の保守管理に関すること。 調整池及びダム水路工作物の保 ること。 3 保安教育に関すること。 分掌業務の頃笛吹川水系発電管理事務所の欄中 広瀬発電所、天科発電所、下釜口 木発電所、鼓川発電所、藤木発電所 発電所、小屋敷第二発電所、琴川第 川第二発電所、琴川第三発電所の次 設備及び水路工作物工事の計画 と^{..} 2 工事の設計及び施工に関するこ ———— г 広瀬発電所、天科発電所、下釜口発電所、 柚ノ木発電所、鼓川発電所、藤木発電所、小 発電所、柚ノ 屋敷第一発電所、小屋敷第二発電所、琴川第 、小屋敷第一 一発電所及び琴川第二発電所の次に掲げる事 一発電所、琴 頂 に掲げる事項 1 設備の保守管理に関すること。 調整池及びダム水路工作物の保守管理に 守管理に関す 関すること。 ハ 保安教育に関すること。 2 新琴川第三発電所の建設に関すること。 に改める。 ₩ 広瀬発電所、天科発電所、下釜口発電所、 発電所、柚ノ 、小屋敷第一 柚ノ木発電所、鼓川発電所、藤木発電所、小 一発電所、琴 屋敷第一発電所、小屋敷第二発電所、琴川第 一発電所及び琴川第二発電所の次に掲げる事 に掲げる事項 頂 に関するこ 設備及び水路工作物工事の計画に関する と。 ロニ事の設計及び施工に関すること。 2 新琴川第三発電所の建設に関すること。

巡視、点検及び検査に関する基準

		確		## *			鰢			発		t		*		聖	設備
															水路工作物	機器設備	黨
															※ 1回/1月	頻度	
															Y Y	機器設備	
								変形測定		揚圧力測定	满 水重测定				外観点検	項) ju _r
																	検 (検査を含む)
								高地震 三枚	۶۰ ۱	備考欄別表	領を観光を	1 大量量子			1回/1年	類皮	
期上	三ばカテ	東中 第 力空	棋ーチー		現 万宝	-	期		現り発	F	題 型 選 型 大 グ 高さ	<u>(1</u>	ダムの各計測周	※ 冬期間においる 地形、巡視及び点 のについては、巡視	地質、地形、点 については、発電		I
	0m未商 100m以上 月 30m未満 月	50m未満 月50m以上10 月	溢	100m以上 週 30m未満 週	00世次月10 四条港	50m未満 造		100m以上 30m未満	0m未進	50m未満	日所國共	コンクリートダム	計測周期については、	において、積雪等 視及び点検実績等 は、巡視を延期さ	形、点検実績等に。 、発電所毎及び設{		
月1	月2回 月1回 月2回 (3月1回)	2回 (3月1回)	週1	1回 週1回			曲	毎日 週1回	i i	第 日	漏水量 変 形	計測項目と計測		こより巡視困難な! こより、公衆等第: さることができる。	kり、公衆等第三 情毎の特性を考慮		垂
(3月1回)	(3月1回)	(3月1回) (3月1回)	月1回	月1回	ЛІШ		週1回	週1回		週1回	揚圧力	と計測回数の標準	管理基準」にす	場合(通行止∀ 三者に重大な駛	者に重大な影響 して点検頻度を		**
かつ揚圧力が小 いもの。	※ 形:はどんと変化が認められないもの。 場圧力:漏水量が少なく、	ものは状況により省略でるものである。	◎第三期で()を付し			ć	追加し、適当な期間計測 る。	度、無日の開き、基礎岩の変形について必要に応	株な設計のもつつして Cは ひずみまたは応力、内部値	◎特に高いダムまたは、	備		「ダム構造物管理基準」に準じ次表による。	て、積雪等により巡視困難な場合(通行止め、雪崩の危険性)は、地質、点検実績等により、公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断されるも視を延期させることができる。	検実績等により、公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断されるも 所毎及び設備毎の特性を考慮して点検頻度を減少させることができる。		•••

		蝦	H		発		t		*	温量	政備
										機器設備	
										大阪	25
										機器設備	
予備動力作 動点検										項	1
										ш	快(快宜を古む)
1回/1月										類	
第二期第三期	期 均一	三 ","->型	表し	期 均一型	鉄し撃ゃ	期均一	ゾ->型	表し壁面水型	(2)フィ 期 型式 別 及び高		
	選	+	面 70m未満 ゃ水 70m以上	型 型	型 ————	-型	/型 ———	超	7ィルダム 計測項目 で高さ		
過後ダムの	月2回 から満水(月2回	月2回	邁 邁 1 1 回 回	遇1回	毎日	角田	毎日	/ 漏水量	1	輴
第一期経過後ダムの挙動が定常状態に達す 3年以上) 第二期経過以降	3月1回	(3月1回) 3月1回 		月1回	月1回	週1回	週1回	週1回	爱		
常状態に達	3月1回 を経過する		VV	月1回		週1回			漫選線	to the	ll
がまる	ý	9,	◎第三期で()を付したものは半年毎に1回としても	要のあるもの、施工中の過度のあるもの、施工中の過過期間げき圧が残留するおそれのあるものは、適当な期間間間げき圧の測定を行う。	○グーン型及び、アダムで野水位の一次がなのでであるであるであるであるである。 まず の と 後 で あいま で の で 後 で で かい		ては均一型に準 追加する。	◎ゾーン型フィルダムの下 流側ゾーンで排水機能が低 いおそれのあるものについ	垂		**
(高いダム等は	(満水後の所要期間		を付したも 回としても	調施留、 国土 育工 育工 育工 育 恵 名 うまる 当行 ない おな うっぷん まな うっぷん 現っ おまり りゅう ままっち	あ一型フィの変動が大の変動が大り、残留間の 残るにん ひょうしん ひょうしん しょうしん しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう ちょうしょう ちょうしょう ちょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しんしょう しんしゃく しんしん しんしん		じ浸潤線を	ルダムの下 水機能が低 ものについ	妣		

Ш

設備別			機架勢債	訓	検(検査		
是	機器設備	類度	機器設備		項目	頻	
	重点干洗	1回 / 1 弁	支持物	外観点検	鉄塔・鉄柱線路	1回/6年	地中送電線路の巡視については、
	电双上下物	I 回 十	· 思		木柱・コン柱・パンザ 線路	1回/6年	
Æ			4	不良けんす い碍子検出		1回/6年	
赀			ケーブル 終編部	外観点検		1回/6年	地上からの巡視・点検のみでは確認できないマンホールの・暗きょの内部で行う点検をいい、収容ケーブルの外観点検を含む。
龕			管 路マンホール	内部点検		1回/6年	
			部でき	内部点検		1回/6年	
配電設備	電気工作物	1回/1年	接地装置	測定試験	B種接地抵抗	1回/6年	
電力用保安通信設備	電気工作物	1回/1年	通信線路及 び無線・搬 送装置	測定試験		1回/3年	
田訓	電気工作物	※ 1回/1年	主要機器	外部点検		1回/3年	※ 電路、低圧機器については、
v 設備				測定試験		1回/6年	
VIII			電線	測定試験		1回/6年	

⁽注)1 本文第12条(2)項(臨時の巡視・点検及び検査)、第17条(事故及び異常時の措置)及び第18条(災害その他非常時の措置)に基づいて、上記の巡視・点検(検査を含む)の他に、必要の都度「臨時の巡視・点検及び検査」を行う。

⁰ 積雪期または災害発生時等巡視員に危険が生ずるおそれのある場合は、上記の巡視の頻度を変えることができる。

則

Щ

この規程は、 平成十七年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第十号

山梨県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 井 弘

章

山梨県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

の一部を次のように改正する。 山梨県企業局自家用電気工作物保安規程 (昭和六十年山梨県企業局管理規程第十号)

別表第一及び別表第二中「業 務 課」を「経営企画課」に改める。

則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県企業局訓令甲第一号

局 本

所 庁

山梨県企業局訓令前行署名式の一部を改正する訓令を次のように定める

平成十七年三月三十一日

章

山梨県公営企業管理者 井 弘

山梨県企業局訓令前行署名式の一部を改正する訓令

のように改正する。 山梨県企業局訓令前行署名式(昭和五十五年山梨県企業局訓令甲第一号)の一部を次

「電気課、業務課」を「経営企画課、 電気課」に改める。

則

この訓令は、 平成十七年四月一日から施行する。

教育委員会

山梨県教育委員会規則第四号

山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

員 長 藤 しし づ

3

山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県立博物館設置及び管理条例(平成十七年山梨県条例第八号。 以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等)

第二条 ら午後五時までとする。ただし、展示室への入室時間は、午後四時三十分までとする。 山梨県立博物館 (以下「博物館」という。) の開館時間は、午前九時三十分か

2 前項の規定にかかわらず、生涯学習室及び交流室の利用時間は、午前九時三十分か ら午後九時までとする。

会の承認を得て、 博物館の館長 (以下「館長」という。) は、 前二項に規定する開館時間等を変更することができる。 必要があると認めるときは、 教育委員

(観覧の承認)

3

第三条 条例第六条第一項の規定による承認は、観覧券 (第一号様式) の交付があった ときに行われたものとする。

(観覧料の納入)

第四条 観覧料の納入は、観覧券の交付の際現金をもって行うものとする

(歴史資料等の閲覧等の承認)

第五条 条例第七条第一項の規定による歴史資料等の閲覧の承認を受けようとする者 歴史資料等閲覧申請書(第二号様式)を館長に提出しなければならない。

歴史資料等閲覧決定通知書(第三号様式)を交付するものとする。 館長は、歴史資料等の閲覧を承認したときは、当該閲覧に係る申請をした者に対し、

3 条例第七条第二項の規定による歴史資料等の撮影の承認を受けようとする者は、 史資料等撮影申請書(第四号様式)を館長に提出しなければならない 歴

4 歴史資料等撮影決定通知書(第五号様式)を交付するものとする。 館長は、歴史資料等の撮影を承認したときは、当該撮影に係る申請をした者に対し、

(生涯学習室等の使用の承認)

第六条 条例第八条第一項の規定による生涯学習室又は交流室の使用の承認を受けよう とする者は、県立博物館施設等使用申請書 (第六号様式)を館長に提出しなければな

2 当該使用に係る申請をした者に対し、県立博物館施設等使用決定通知書(第七号様式) を交付して当該決定の内容を通知するものとする。 館長は、生涯学習室又は交流室の使用の承認又は承認の拒否の決定をしたときは、

(利用又は使用の内容の変更等)

第七条 条例第七条第一項若しくは第二項又は第八条第一項の規定により承認を受けた

者が当該承認に係る内容を変更し、又は承認に係る行為を中止しようとするときは、 承認内容変更等申請書 (第八号様式)を館長に提出しなければならない

2 第二項若しくは第四項又は前条第二項の例により当該変更等に係る申請をした者に対 館長は、前項の規定による申請に係る承認内容の変更等を承認したときは、第五条

(利用料及び使用料の納入)

し、当該承認の内容を通知するものとする。

第八条 条例第七条第三項又は第八条第二項の規定による利用料又は使用料は、 ができる なければならない。ただし、官公署にあっては、撮影又は使用の後に納入させること 前納し

(観覧料等の還付)

第九条 条例第九条ただし書の特別の理由は次の各号に掲げる場合に該当することと し、還付する額は当該各号に定めるとおりとする。

- 覧、撮影又は使用をすることができなくなったとき。 観覧、撮影又は使用の承認を受けた者の責に帰することのできない理由により観 観覧料、利用料又は使用料
- 容変更等申請書を提出したとき。
 利用料又は使用料の二分の一に相当する額 撮影又は使用をしようとする日の三日前までに撮影又は使用の中止に係る承認内
- 2 (観覧料等の免除) る者は、観覧料等還付申請書 (第九号様式)を館長に提出しなければならない。 条例第九条ただし書の規定による観覧料、利用料又は使用料の還付を受けようとす

第十条 条例第十条の特別の理由は次の各号に掲げる場合に該当することとし、 額は当該各号に定めるとおりとする。 免除の

- の児童又は生徒が観覧するとき。 土曜日において、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特殊教育諸学校 条例別表第一に定める観覧料の全額
- の引率者が、教育課程に基づく教育活動として観覧するとき(常設の展示に限る。)。 県内の小学校、中学校、高等学校及び特殊教育諸学校の児童又は生徒及びこれら 条例別表第一に定める観覧料の全額
- Ξ 展示に限る。)。 六十五歳以上の者が観覧するとき (県内に住所を有しない者にあっては、 条例別表第一に定める観覧料の全額 常設の
- 介護を行う者が観覧するとき。 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条に規定する障害者及びその 条例別表第一に定める観覧料の全額
- 五 長が相当と認める額 前各号に掲げるもののほか、 館長が特に必要と認めたとき。 観覧料等のうち館
- 2 前項第二号又は第五号に該当する場合において、 条例第十条の規定による観覧料等

- の免除を受けようとする者は、観覧の承認の申請の際、 様式)を館長に提出しなければならない。 観覧料等免除申請書 (第十号
- 3 観覧料等免除決定通知書 (第十一号様式)を交付するものとする。 館長は、観覧料等の免除の決定をしたときは、当該免除に係る申請をした者に対し、
- ることを証する書類を館長に提示しなければならない。 る観覧料等の免除を受けようとする者は、第一項第一号、 第一項第一号、第三号又は第四号に該当する場合において、条例第十条の規定によ 第三号又は第四号に該当す
- 5 第三項の規定にかかわらず、前項の規定により提示された書類により観覧料等の免 項の観覧料等免除決定通知書に代えるものとする。 除に係る事実を確認したときは、免除後の観覧料の額を記載した観覧券をもって第三

(館長への委任)

第十一条 教育委員会は、館長に次の事項を委任する

- 条例第六条第一項の規定による観覧の承認に関すること。
- 条例第七条第一項の規定による閲覧の承認に関すること。
- 条例第七条第二項の規定による撮影の承認に関すること。
- 条例第八条第一項の規定による生涯学習室及び交流室の使用の承認に関すること。
- 六 五 四 条例第九条ただし書の規定による観覧料等の還付に関すること。
- 条例第十条の規定による閲覧料等の免除に関すること。
- 条例第十一条の規定による利用の制限に関すること。

(補則)

第十二条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、教育委員 会の承認を得て館長が定める。

(施行期日)

この規則は、 平成十七年十月十五日から施行する

(経過措置)

- 2 条例 (条例附則ただし書に係る部分に限る。) の施行後に歴史資料等を観覧し、閲 認の申請及びこれらの行為に係る観覧料等の免除の申請をすることができる。 則の施行前において、この規則の例により観覧、閲覧若しくは撮影又は使用に係る承 覧し、若しくは撮影し、又は博物館の生涯学習室等を使用しようとする者は、この規
- 3 館長は、前項の規定により申請があったときは、この規則の施行前において、この 規則の例により承認、承認の拒否その他の決定をし、当該決定の内容を通知するもの

Щ

山梨県公報

第1号様式(第3条関係)

観覧券	観 覧 券	
円	() 一般 切 大学生・高校生等 円 線 中学生・小学生	
山梨県立博物館	本券をもって領収書に代えます。 改札前に半券を切り離すと無効です。	
E A VI TE IV IV AL	山梨県立博物館	

注 寸法、デザイン等については、適宜変更して使用することができる。

第2	号樣式	(第	5	条関係)

受付番号	第	号

歷史資料等閲覧申請書

年 月 日

山梨県立博物館館長 殿

申請者 氏 氏 名 連絡先

印

次のとおり歴史資料等の閲覧をしたいので、山梨県立博物館設置及び管理条例施行規 則第5条第1項の規定により申請します。

		- 1 - 17 -										
	_	_					年	月		日	-	
閲	覧 希	望	日	時				時	?	分から		
								時		分まで		
閲	覧	の	目	的								
資	料	番		号		資	料	の	名	称		閲覧の可否
			_									
											l	

- 注 1 歴史資料等は、館長が指定する場所以外では閲覧できません。
 - 2 閲覧の目的を逸脱していると認めるとき又は指示に従わないときは、閲覧の中止を命ずることがあります。
 - 3 歴史資料等を破損した場合には、修復にかかる費用の負担をしていただくことがあります。

第3号様式(第5条関係)

受付番号 第 号

歷史資料等閲覧決定通知書

年 月 日

殿

山梨県立博物館館長

印

月 日付けで申請のあった歴史資料等の閲覧について、次のとお り決定しましたので、山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則第5条第2項の規定に より通知します。

関覧の日時 年月日時分から時分まで 関覧の目的 資料の名称 閲覧の可否											
関覧の目的 資料番号 資料の名称 閲覧の可否							年				
関 覧 の 目 的 資 料 番 号 資料 の 名 称 閲覧の可否	閱	覧	の	日	時						
資料番号 資料の名称 閲覧の可否					,			時		分まで	
	閲	覧	の	目	的						
	資	料		番	号	資	料	の	名	称	 閲覧の可否
摘要							•				
摘要											
摘要											
摘要											
	摘要										

- 注 1 歴史資料等は、館長が指定する場所以外では閲覧できません。
 - 2 閲覧の目的を逸脱していると認めるとき又は指示に従わないときは、閲覧の中止 を命ずることがあります。
 - 3 歴史資料等を破損した場合には、修復にかかる費用の負担をしていただくことが あります。

筆	4	号樣式	(笙	5	条関係	`
777	┰	コルスエリ	•	77	J	カストカルバ	- 1

受付番号 第 号

歷史資料等撮影申請書

年 月 日

山梨県立博物館館長 殿

申請者 住 所 名 連絡先

印

次のとおり歴史資料等の撮影をしたいので、山梨県立博物館設置及び管理条例施行規 則第5条第3項の規定により申請します。

7/3/2/2	2 /K/N O - JK	(0) /yu/C (C (, , , , H	13 0 0	, 0							
	-	_ ,			:	年	月		В			
撮	影希	望日	時				時	2	分から			
							時	2	分まで			
		··,							· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
撮	影の	D 目	的									
資	——— 料	番	号		 資	—— 料	の	名			数	量
											•	
			;									
					-			.			···	
I										- 1		

- 注 ! 歴史資料等は、館長が指定する場所以外では撮影できません。
 - 2 撮影できない歴史資料等もあります。
 - 3 寄託された歴史資料等又は著作権のある歴史資料等を撮影する場合は、それぞれ 当該寄託者又は著作権者の同意を得た旨の書面を添付してください。

95号樣	式(第	5 条関	係)										
									受	:付番号	第		号
		_		Δ	 医史資料等	撮影決	定通	知書		<u>.</u>	丰	月	日
			殿										
				,					山梨!	県立博物	館館	長	印
	どしまし i知しま		月って、山		けで申請の 博物館設置	-							
撮	影	の	日	時		年	В	 月 寺 寺		から			
撮	影	の	B	的									
資	料		番	号	名	名 称	及	び	数	重		撮影	の可否
		·=·····	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·										
利		用		料			Щ	×		占=			

撮影の条件等

・ 撮影の際は、この通知書及び利用料の領収書を係員に提示し、その指示を受けること。

摘要

50亏惊式 (男 5 余) ()							
					受付番号	第	号
	周 4	e 4=1 Abm &c 1:	左乳丛 (古田)	山建事			
	异 Δ	. 博物館	施設等使用	中胡青	年	三 月	日
山梨県立博物館館長	長 殿						
			申請者				.
				氏 連絡:	名 先		印
				AL/14	, u		
次のとおり施設を使用		で、山勢	製県立博物	館設置	及び管理条例	加施行規則的	第6条
第1項の規定により申記	青します。						
施設使用の目的							
	年	月	日(曜	H)	前時	分から	
使 用 日 時				4	一後		
人 /II LI FI	6 -	В	er/ net	1	三前 吐	/\ - 	
	年 ———	月 ———	日(曜	日) 4	·····································	分まで 	
使 用 施 設 名	ПΑ	涯学習室	₹1 □/	生涯学習	a÷o □	交流室	
文 用 施 設 石		.佐于自3	2.1	土佐子自		文机至	
使 用 設 備 器 具	設備器:	具名 仮	き用数量	単位	摘	要	
				<u>.</u> .		T	

•							
会場使用責任者	氏		住				_ :
	名		所		('	電話)
造作物等設置の有・無	ŧ		参考	事項			

注 造作物等を設置し、又は設備器具を持ち込む場合には、当該行為の概要を明らかにした一覧表を添付してください。

97号様式 (第6条関係)									
						受付	番号	第	ij
	県立博	物館	施設等使	甲决定	通知書	t i		<u>*</u>	
							左	手 月	日
殿								A.E. A.E. ==	
					山	梨県1	2.博物	館館長	印
年 月	日付け	で由語	清のあった	た厚立	博物館	色の施	設等の	の使用に、	ついて
次のとおり決定しまし									
の規定により通知しま	す。								
施設使用の目的									
					——	·前			
	年	月	日(曜日	1)	後	時	分から	>
使 用 日 時									
	年	月	日(曜日	午(1)	前	時	分まて	~
					午	後			
使 用 施 設 名		涯学習			涯学習	室 2]交流室	
	<u> </u>	丁・否		, ,	J・否 ——	ı	т.	可・否	
使 用 設 備 器 具	設備器具	具名	使用数	量	単 位	可•	否	摘	要
									······································
			15 500						
造作物等設置等の可	至			参考事	項				
利用	料								
									
摘要									

第8年	号様式 (第7	条関係)
-----	-------	----	------

受付番号 第 号

承認内容変更等申請書

年 月 日

山梨県立博物館館長 殿

申請者 住 所 氏 名

印

連絡先

次のとおり承認事項の内容を変更したいので、山梨県立博物館設置及び管理条例施行 規則第7条第1項の規定により申請します。

承承	認 年 認	月 日番	及 び 号	年	月	日		
変	更	理	由					
変更	変	更	前					
内容	変	更	後					

- 注 1 この書類には、変更に係る承認の決定通知書の写しを添付してください。
 - 2 既に利用料又は使用料を納付している場合には、領収書の写しを添付してください。

第9号樣式 (第9条関係)				
		受付番号	第	号
観 覧 料	等還付申請書	:		
		슄	E 月	日
山梨県立博物館館長 殿	•			
	申請者 住 氏 連絡	名		印
次のとおり観覧料等の還付を受けたい		物館設置及て	が管理条例	施行規
則第9条第2項の規定により申請します 	0			
申請の理由				
承認番号				
区 分 □ 観覧料	□ 利用料	□ 使用	料	
既 納 付 金 額		W .		
還付を受けようと す る 金 額	•			

- 注 1 この書類には、申請に係る観覧料等の観覧券又は領収書を添付してください。
 - 2 利用又は使用の中止を理由とする場合には、承認内容変更等申請書を併せて提出してください。

第10**号樣式**(第10条関係)

受付番号 第 号

観 覧 料 等 免 除 申 請 書

年 月 日

山梨県立博物館館長 殿

申請者 住 所 氏 名 連絡先

印

観覧料

次のとおり利用料の免除を受けたいので、山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則 使用料

第10条第2項の規定により申請します。

申請の理由	山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則第10条第1項第 号該当
利用内容	
免除を受けようとする額	
摘要	

- 注 1 申請の理由の欄には、免除の根拠となる規則の該当号と、当該規定に該当する具体的な理由を記載してください。
 - 2 利用内容の欄には、観覧、利用又は使用の別及び利用又は使用の日時その他観覧 料等の免除の対象となる対象が特定できる内容を記載してください。

11 号様式 (第 1	0 条関係)			
		受付番号	第	号
	観覧料等免除決定通知	書		
		年	月	日
	殿			
	Ц	山梨県立博物	館館長	印
	年 月 日付けで申請のあった県立博物 り決定しましたので、山梨県立博物館設置及で により通知します。			
決定の内容				
免除金額	(免除前の金額) 円 のうち		F.	J
注意事項				

山梨県教育委員会規則第五号

山梨県立博物館処務規程を次のように定める

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

員長 内 藤 しし づ

み

山梨県立博物館処務規程

(趣旨)

第一条この規則は、 山梨県立博物館 (以下「博物館」という。) の組織及び運営に関

し必要な事項を定めるものとする

(課の設置)

第二条 博物館に総務課、学芸課及び企画交流課を置く。

2 前項の総務課、学芸課及び企画交流課の分掌事項は、次のとおりとする。

総務課 次のとおりとする。

公印の管守に関すること。

文書の収受、発送、編集、 保存及び記録の編集に関すること。

職員の服務に関すること。

会計経理に関すること。

物品の出納、保管及び処分に関すること。

施設の管理に関すること。

他の課の所掌に属しない事務に関すること。

学芸課 次のとおりとする。

歴史資料等の収集に関すること。

歴史資料等の整理、保管及び展示に関すること。

歴史 (民俗を含む。以下この項において同じ。) に関する調査研究に関するこ

歴史資料等の利用に関する指導助言に関すること。

歴史に関する出版物等の編集及び刊行に関すること。

歴史資料等の閲覧及び利用に関すること。

歴史資料等の検索システムに関すること。

レファレンスサービスに関すること。

関係機関等との歴史資料等の相互貸借等に関すること。

歴史に関する相談及び指導助言に関すること。

顧問に関すること。

Щ

梨

県

公 報 号

外

第二十二号

平成十七年三月三十一日

イからルまでに掲げるもののほか、 学芸事務に関係すること。

> 企画交流課 次のとおりとする。

博物館の事業及び運営に係る企画立案に関すること

学校教育との連携に関すること。

歴史に関する講演会、講座その他の普及事業に関すること。

二体験学習室、交流室及び生涯学習室並びに屋外の体験学習施設の利用に関する こと。

広報活動に関すること

博物館協議会等に関すること。

他の関係機関等との情報交換に関すること

ボランティア及び展示解説員の養成に関すること。

(グループの設置)

館長は、博物館に係る所掌事務を処理させるため、必要に応じグループを置く。

2 館長は、前項の規定によるグループを置き、又はその数を変更しようとするときは、 あらかじめ教育長に協議しなければならない。

(リーダー)

第四条(館長は、必要に応じグループにリーダーを置くことができる)

2 前項に規定するもののほか、館長は、必要に応じ博物館にリーダーを置くことがで きる。この場合においては、あらかじめ教育長に協議しなければならない。

3 リーダーは、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(職員)

第五条 博物館に館長、副館長その他の職員を置く。

館長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

副館長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、 館長を補佐する。

所属職員は、 上司の命を受け、所掌事務を処理する。

(館長の専決)

3

第六条 館長は、次の事項について専決することができる。ただし、事案が重要又は異 例と認められるときその他特に上司が事案を了知しておく必要があると認めたとき

は、事前に上司の指示を受けなければならない。

という。) 第五条第二項の規定による休館日の変更に関すること (非常災害その他 山梨県立博物館設置及び管理条例(平成十七年山梨県条例第八号。 以下「条例」

の急施を要する場合に限る。)。

| 一 山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則 (平成十七年山梨県教育委員会規則第 四号。以下「施行規則」という。) 第二条第二項の規定による開館時間等の変更に

関すること (非常災害その他の急施を要する場合に限る。)。

(副館長の専決)

第七条 異例と認められるときその他特に上司が事案を了知しておく必要があると認めたとき 事前に上司の指示を受けなければならない。 副館長は、次の事項について専決することができる。 ただし、事案が重要又は

よる所長及び出先次長の共通専決事項に相当する事項 (他に定めのある場合を除 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)第五条第一項の規定に

二条例及び施行規則の規定による次の事項

条例第六条第一項の規定による観覧の承認に関すること。

П 承認に関すること。 条例第七条第一項の規定による閲覧の承認及び同条第二項の規定による撮影の

八 条例第八条第一項の規定による生涯学習室又は交流室の使用の承認に関するこ

条例第九条の規定による観覧料、 利用料又は使用料の還付に関すること。

朩 条例第十条の規定による観覧料、 利用料又は使用料の免除に関すること。

条例第十一条の規定による利用の制限に関すること。

施行規則第七条第二項の規定による承認内容の変更等の承認に関すること。

三 その他前二号に準ずる事項に関すること。

(館長の代決

第八条 館長が不在で急施を要するときは、 副館長がその事務を代決する

第九条 副館長が不在で急施を要するときは、主務課長がその事務を代決する。

(副館長の代決)

第十条 前二条の規定により代決した事務は、当該代決者において特に必要と認められ (代決事務の後閲)

それぞれ決裁者の後閲を受けなければならない。

(事業計画の作成)

るものについては、

第十一条 館長は、 毎年度末までに翌年度の事業計画を作成し、 教育長の承認を得るも

のとする。

(報告等)

第十二条 教育長に報告しなければならない。 館長は、前年度の事業実績の概要及び利用状況その他必要な事項について、

(服務及び文書処理等)

第十三条 この規則に定めるもののほか、文書の処理に必要な事項及び職員の服務その 他必要な事項については、 教育庁における定めの例による。

(委任)

第十四条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長の承認を得て、 館長が

定める。 則

この規則は、 平成十七年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第六号

山梨県教育委員会委任規則等の一部を改正する規則を次のように定める

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会 しし

員 長

内 藤

づ

み

(山梨県教育委員会委任規則の一部改正)

山梨県教育委員会委任規則等の一部を改正する規則

第一条 山梨県教育委員会委任規則 (昭和三十二年山梨県教育委員会規則第七号) <u>の</u>

部を次のように改正する。

設置に関する規則の一部改正) (山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の 第二条第十七号中「及び訂正」を「、訂正及び利用停止」に改める

第二条 の職の設置に関する規則(昭和三十三年山梨県教育委員会規則第五号)の一部を次の ように改正する。 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員

える。 第一条第一項ただし書中「県立美術館の館長」の下に「、県立博物館の館長」を加

を加える。 第二条第一項第三号中「、冬季国体推進監」を削り、「司書幹」 の下に「、 学芸幹」

推進監」を削り、同表県立美術館の部の次に次のように加える。 別表第一県教育委員会事務局の部県教育委員会事務局事務職員の項中「、 冬季国体

県 立 博 物 館 員立博物館事務職

司主教学主 書事育芸任 主員 事 副館 主長 幹。 副学 主芸 査幹、 課長

参事、

加え、同項の次に次のように加える。 別表第二県立美術館の項中「主任文書事務員」の前に「主任技能員、 技能員、」を

立 博 館 主任文書事務員、 文書事務員、 主任業務員、 業務員

(山梨県総合教育センター 管理規則の一部改正)

第三条 山梨県総合教育センター管理規則(昭和四十六年山梨県教育委員会規則第九号) の一部を次のように改正する。

第六条中第四号を削り、 第五号を第四号とし、 第六号及び第七号を一号ずつ繰り上

第七条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、 第二号の次に次の一号

三 職員及び研修員の時間外勤務、 宿日直勤務の命令並びに休日の代休日の指定に関すること。 休日勤務(休日の代休日の勤務を含む。) 及び

を加える

(山梨県立図書館処務規程の一部改正)

第四条 山梨県立図書館処務規程 (昭和五十五年山梨県教育委員会規則第五号)の一部 を次のように改正する。

第二条及び第六条の表中「企画協力課」を「企画調査課」に改める。

第四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次のように加える。

2 前項に規定するもののほか、 できる。この場合においては、あらかじめ教育長に協議しなければならない。 館長は、必要に応じ図書館にリーダーを置くことが

五 地域資料の収集、整理に関すること。

地域資料の利用に関すること。

第六条の表資料情報課の項中 七 図書館電子システムの運営管理に関すること。

図書館資料の電子化事業に関すること。

山梨県図書館情報ネットワークに関すること。

書庫の管理に関すること。

五 図書館電子システムの運営管理に関すること。

図書館資料の電子化事業に関すること。

を 山梨県図書館情報ネットワークに関すること。 に改める。

書庫の管理に関すること。

り上げる。 第七条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰

> 第八条中第四号を第五号とし、 第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加え

三 職員の特殊勤務、時間外勤務、休日勤務 (休日の代休日の勤務を含む。 間勤務及び宿日直勤務の命令並びに休日の代休日の指定に関すること。 夜

(山梨県立美術館処務規程の一部改正)

第五条 を次のように改正する。 山梨県立美術館処務規程 (昭和五十三年山梨県教育委員会規則第五号)の一部

第四条中第二項を第三項とし、 第一項の次に次のように加える。

2 できる。この場合においては、 前項に規定するもののほか、 あらかじめ教育長に協議しなければならない 館長は、必要に応じ美術館にリーダーを置くことが

(山梨県立考古博物館処務規程の一部改正)

第六条 一部を次のように改正する。 山梨県立考古博物館処務規程 (昭和五十七年山梨県教育委員会規則第三号)の

第四条中第二項を第三項とし、 第一項の次に次のように加える。

2 とができる。この場合においては、 前項に規定するもののほか、 館長は、 あらかじめ教育長に協議しなければならない。 必要に応じ考古博物館にリーダーを置くこ

第七条 山梨県教育庁組織規則 (昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号) の一部を次 のように改正する。

(山梨県教育庁組織規則の一部改正)

第四条の二の表中

博物館建設室 県史編さん室

を

県史編さん室 に改める。

第八号とし、第五号を第七号とし、同号の前に次の一号を加える。 第十二条第六号中「山梨県立美術館」の下に「、山梨県立博物館」 を加え、 同号を

山梨県歴史資料等取得基金に関すること。

次に次の一号を加える。 第十二条中第四号を第五号とし、第二号及び第三号を一号ずつ繰り下げ、 第一号の

一 博物館その他の文化施設に関すること。

第十三条の三を削る。

第二十二条第二項中「、冬季国体推進監」を削る

(山梨県立文学館処務規程の一部改正)

第八条 山梨県立文学館処務規程 (平成元年山梨県教育委員会規則第八号)の一部を次 のように改正する。

Щ

二八

第四条中第二項を第三項とし、 第一項の次に次のように加える。

2 できる。この場合においては、あらかじめ教育長に協議しなければならない。 前項に規定するもののほか、 館長は、必要に応じ文学館にリーダーを置くことが

(山梨県教育委員会事務決裁規則の一部改正)

第九条 山梨県教育委員会事務決裁規則 (平成十三年山梨県教育委員会規則第二号) の 部を次のように改正する。

第二条第四号中「山梨県立美術館設置及び管理条例(昭和五十三年山梨県条例第五

号) 第四条」の下に「、山梨県立博物館設置及び管理条例 (平成十七年山梨県条例第 下に「、山梨県立博物館設置及び管理条例第四条」を加える 八号)第四条」を加え、同条第九号中「山梨県立美術館設置及び管理条例第四条」の

第四条第二号中「及び訂正」を「、訂正及び利用停止」に改める。

則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第七号

する規則を次のように定める。 山梨県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

しし づ み

山梨県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を 改正する規則

年山梨県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。 山梨県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則 (昭和四十六

第四条第一項中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第十三条第一項第八号を次のように改める。

法人の登記事項証明書

この規則は、 公布の日から施行する。

山梨県教育委員会規則第八号

囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。 山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 L١ づ み

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務 の範囲を定める規則の一部を改正する規則

囲を定める規則 (平成十一年山梨県教育委員会規則第七号) の一部を次のように改正す 山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範

第二条の表二の項中「第二条の表三の項」を「第二条の表四の項」に改める。

この規則は、 平成十七年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第九号

山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 内 藤 ١J づ

み

山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則 (平成十年山梨県教育委員会規則第十一

号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 り行わなければならない。 指定管理者指定申請書 (別記様式) に、次に掲げる書類を添付して提出することによ 条例第五条第一項の規定による山梨県立科学館の指定管理者の指定の申請は、

- 事業計画書
- 収支計画書
- \equiv 実施体制を記載した書類
- 兀 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 法人の登記事項証明書 (法人の場合に限る。)
- 七 教育委員会が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる

前各号に掲げるもののほか、 条例第五条第二項各号に掲げる基準による指定管理 Щ

梨

県公報号外

印

Щ

別記様式	(笋 2	冬悶伛	١
カリョレルメナ/	しわる	オリチリホ	- 1

年 月 日

山梨県教育委員会 殿

(申請者)

所在地

団体の名称

代表者の氏名

指定管理者指定申請書

山梨県立科学館の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立科学館設置及び管理条例 第5条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

附 則

(施行期日)

から施行する。 この規則は、 平成十八年四月一日から施行する。 ただし、次項の規定は、公布の日

(経過措置)

2 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指 改正後の山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則第二条及び別記様式の規定の例に 定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、この規則による 六十号) 附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立科学館の管理に関し 山梨県立科学館設置及び管理条例の一部を改正する条例 (平成十七年山梨県条例第

山梨県教育委員会規則第十号

定める。 山梨県立少年自然の家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 ١J づ み

山梨県立少年自然の家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

則第八号)の一部を次のように改正する。 山梨県立少年自然の家設置及び管理条例施行規則 (昭和四十八年山梨県教育委員会規

第二条を次のように改める。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第七条第一項の規定による山梨県立八ヶ岳少年自然の家又は山梨県立愛宕 山少年自然の家の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書 (別記様式)に、 次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 事業計画書
- 収支計画書
- 実施体制を記載した書類
- 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 法人の登記事項証明書 (法人の場合に限る。)
- 七

兀

団体の概要を記載した書類

五

教育委員会が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる

Щ

梨県

公 報

号 外

第二十二号

平成十七年三月三十一日

者の選定のため教育委員会が必要と認める書類 前各号に掲げるもののほか、 条例第七条第二項各号に掲げる基準による指定管理

第三条から第七条までを削る。

第二号様式から第四号様式までを削り、第一号様式を次のように改める。

Щ

別記様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県教育委員会 殿

(申請者)

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

八ヶ岳 山梨県立 少年自然の家の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立少年自然の 愛宕山

家設置及び管理条例第7条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

附 則

(施行期日)

から施行する。 この規則は、 平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日

(経過措置)

2 条例第六十一号) 附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立八ヶ岳少年 家設置及び管理条例施行規則第二条及び別記様式の規定の例による 律第六十七号) 第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合 自然の家及び山梨県立愛宕山少年自然の家の管理に関し地方自治法 (昭和二十二年法 における当該指定の申請書については、この規則による改正後の山梨県立少年自然の 山梨県立少年自然の家設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県

山梨県教育委員会規則第十一号

に定める 山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のよう

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 内 ١J づ み

山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例施行規則 (昭和六十二年山梨県規則第八 山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

第二条を次のように改める。

号)の一部を次のように改正する

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第八条第一項の規定による山梨県立なかとみ青少年自然の里又は山梨県立 ゆずりはら青少年自然の里の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書 (別 記様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 事業計画書
- 収支計画書
- 実施体制を記載した書類
- 団体の概要を記載した書類

兀

- 五 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 七 教育委員会が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる

八 者の選定のため教育委員会が必要と認める書類 前各号に掲げるもののほか、 条例第八条第二項各号に掲げる基準による指定管理

第三条から第七条までを削る。

第二号様式から第四号様式までを削り、第一号様式を次のように改める。

Щ

梨県

公

別記様式	(笙	2	冬	関係	١
カリョレ (水) 大人	(カ	_	ᅏ	ほり	,

年 月 日

山梨県教育委員会 殿

(申請者)

所在地

団体の名称

代表者の氏名

囙

指定管理者指定申請書

なかとみ 山梨県立 青少年自然の里の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立青少 ゆずりはら

年自然の里設置及び管理条例第8条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

附 則

(施行期日)

から施行する。 この規則は、 平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日

(経過措置)

がされる場合における当該指定の申請書については、この規則による改正後の山梨県 和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定 青少年自然の里及び山梨県立ゆずりはら青少年自然の里の管理に関し地方自治法 (昭 県条例第六十二号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立なかとみ 立青少年自然の里設置及び管理条例施行規則第二条及び別記様式の規定の例による。 山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例の一部を改正する条例 (平成十七年山梨

山梨県教育委員会規則第十二号

山梨県立射撃場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め

平成十七年三月三十一日

ಶ್ಶ

山梨県教育委員会

しし づ み

山梨県立射撃場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。 山梨県立射撃場設置及び管理条例施行規則 (平成五年山梨県教育委員会規則第三号)

第二条及び第三条を次のように改める。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第五条第一項の規定による山梨県立韮崎射撃場又は山梨県立八代射撃場 (次条において「射撃場」という。) の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申 らない。 請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければな

- 事業計画書
- 収支計画書
- 実施体制を記載した書類
- 兀 \equiv 団体の概要を記載した書類
- 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 七六五 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 教育委員会が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる

八 前各号に掲げるもののほか、条例第五条第二項各号に掲げる基準による指定管理 者の選定のため教育委員会が必要と認める書類

(利用料金の減額又は免除)

第三条 ることができる額は当該各号に定める額とする。 条例第十二条の規則で定める場合は次に掲げる場合とし、 減額し、 又は免除す

- 利用する場合 利用料金の全額 全国高等学校総合体育大会等全国大会における射撃競技の実施のために射撃場を
- 二 教育委員会が主催する山梨県体育祭りにおける射撃競技の実施のために射撃場を 利用する場合 利用料金の全額
- Ξ 上のための強化合宿等に射撃場を利用する場合 山梨県競技力向上対策本部が認定する国民体育大会への出場候補選手が競技力向 利用料金の二分の一の額

第四条から第六条までを削る。

第二号様式から第四号様式までを削り、第一号様式を次のように改める。

Щ

梨

年 月 日

山梨県教育委員会 殿

(申請者)

所在地

団体の名称

代表者の氏名
印

指定管理者指定申請書

韮崎 山梨県立 射撃場の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立射撃場設置及び 八代

管理条例第5条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

(施行期日)

1 この規則は、 から施行する。 平成十八年四月一日から施行する。 ただし、次項の規定は、公布の日

(経過措置)

梨県立八代射撃場の管理に関し地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四 書については、この規則による改正後の山梨県立射撃場設置及び管理条例施行規則第 十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請 六十四号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立韮崎射撃場及び山 二条及び別記様式の規定の例による 山梨県立射撃場設置及び管理条例の一部を改正する条例 (平成十七年山梨県条例第

山梨県教育委員会規則第十三号

次のように定める。 山梨県立八ヶ岳スケートセンター 設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 内 い づ

山梨県立八ヶ岳スケートセンター 設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規

員会規則第十号)の一部を次のように改正する。 山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例施行規則 (平成六年山梨県教育委

第二条及び第三条を次のように改める。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第五条第一項の規定による山梨県立八ヶ岳スケートセンター (次条におい て「センター」という。)の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書 (別 記様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 事業計画書
- 収支計画書
- 実施体制を記載した書類
- 兀 \equiv 団体の概要を記載した書類
- 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 法人の登記事項証明書 (法人の場合に限る。)
- 七六五 教育委員会が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる

Щ

梨

県

公 報

号 外

第二十二号

平成十七年三月三十一日

八 前各号に掲げるもののほか、条例第五条第二項各号に掲げる基準による指定管理 者の選定のため教育委員会が必要と認める書類

(利用料金の減額又は免除)

第三条 ることができる額は当該各号に定める額とする。 条例第十二条の規則で定める場合は次に掲げる場合とし、減額し、 又は免除す

- 六十五歳以上の者が、センターを利用する場合 利用料金の全額
- 一 障害者基本法 (昭和四十五年法律第八十四号)第二条に規定する障害者及びその 介護を行う者が、センターを利用する場合 利用料金の全額
- Ξ く。

) するものに限る。

) 利用料金の全額 童又は生徒が、センターを利用する場合 (土曜日に利用 (競技会のための利用を除 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、ろう学校又は養護学校の児

第四条から第十条までを削る。

第二号様式から第七号様式までを削り、第一号様式を次のように改める。

別記様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県教育委員会 殿

(申請者)

所在地

団体の名称

代表者の氏名の

指定管理者指定申請書

山梨県立八ヶ岳スケートセンターの指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例第5条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

(施行期日)

から施行する。 この規則は、 平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日

(経過措置)

二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定 及び管理条例施行規則第二条及び別記様式の規定の例による。 の申請書については、この規則による改正後の山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置 八ヶ岳スケートセンターの管理に関し地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第 七年山梨県条例第六十五号) 附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立 山梨県立八ヶ岳スケートセンター 設置及び管理条例の一部を改正する条例 (平成十

山梨県教育委員会規則第十四号

規則を次のように定める。 山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター 設置及び管理条例施行規則の一部を改正する

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 内 ١J づ

山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例施行規則の一部を改正

教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。 山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例施行規則 (平成七年山梨県

する規則

第二条を次のように改める。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第六条第一項の規定による山梨県立本栖湖青少年スポーツセンターの指定 管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書 (別記様式)に、次に掲げる書類を添 付して提出することにより行わなければならない。

事業計画書

収支計画書

実施体制を記載した書類

 \equiv

兀 団体の概要を記載した書類

定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの

法人の登記事項証明書 (法人の場合に限る。)

七六五 教育委員会が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる

Щ

梨

県

公 報

号 外

第二十二号

平成十七年三月三十一日

八 前各号に掲げるもののほか、条例第六条第二項各号に掲げる基準による指定管理 者の選定のため教育委員会が必要と認める書類

第三条から第六条までを削る。

第二号様式から第四号様式までを削り、第一号様式を次のように改める

年 月 日

山梨県教育委員会 殿

(申請者)

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立本栖湖青少年スポーツセンターの指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例第6条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

(施行期日)

から施行する。 この規則は、 平成十八年四月一日から施行する。 ただし、次項の規定は、公布の日

(経過措置)

(平成十七年山梨県条例第六十六号) 附則第二項の規定により同条例の施行の日前に 第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合に 山梨県立本栖湖青少年スポーツセンターの管理に関し地方自治法 (昭和二十二年法律 おける当該指定の申請書については、この規則による改正後の山梨県立本栖湖青少年 スポーツセンター設置及び管理条例施行規則第二条及び別記様式の規定の例による。 山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県教育委員会規則第十五号

山梨県立飯田野球場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 内 ١J み

山梨県立飯田野球場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

十一号)の一部を次のように改正する。 山梨県立飯田野球場設置及び管理条例施行規則(平成十四年山梨県教育委員会規則第

第二条及び第三条を次のように改める。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第五条第一項の規定による山梨県立飯田野球場 (次条において「野球場」 という。) の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書 (別記様式) に、次 に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 事業計画書
- 収支計画書
- 実施体制を記載した書類

Ξ

団体の概要を記載した書類

兀

- 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 五
- 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 七 教育委員会が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる

Щ

梨

県

公 報

号

外 第二十二号 平成十七年三月三十一日

> 者の選定のため教育委員会が必要と認める書類 前各号に掲げるもののほか、条例第五条第二項各号に掲げる基準による指定管理

(利用料金の減額又は免除)

第三条 条例第十二条の規則で定める場合は次に掲げる場合とし、減額し、又は免除す ることができる額は当該各号に定める額とする。

- 利用する場合 利用料金の全額 全国高等学校総合体育大会等全国大会における野球競技の実施のために野球場を
- 一 山梨県競技力向上対策本部が認定する国民体育大会への出場候補選手が競技力向 上のための強化合宿等に野球場を利用する場合(利用料金の全額
- 第四条を削る。

第二号様式を削り、第一号様式を次のように改める。

年 月 日

山梨県教育委員会 殿

(申請者)

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立飯田野球場の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立飯田野球場設置及び 管理条例第5条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

(施行期日)

から施行する。 この規則は、 平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日

(経過措置)

規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、この 規則による改正後の山梨県立飯田野球場設置及び管理条例施行規則第二条及び別記様 管理に関し地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四条の二第三項に 例第六十七号) 附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立飯田野球場の 式の規定の例による。 山梨県立飯田野球場設置及び管理条例の一部を改正する条例 (平成十七年山梨県条

山梨県教育委員会規則第十六号

則を次のように定める。 山梨県文化財保護条例施行規則及び山梨県文化財保護審議会規則の一部を改正する規

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 内 L١ づ

山梨県文化財保護条例施行規則及び山梨県文化財保護審議会規則の一部を改正す

(山梨県文化財保護条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県文化財保護条例施行規則 (昭和五十一年山梨県教育委員会規則第八号) の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十二条」を「第六十一条」に改める。

を加える。 第二条中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、 同条の次に次の一条

(選定の申出)

第二条の二 条例第三十七条第一項及び第四十五条第一項の規定による選定を受けよ うとする市町村は、 考資料を添えて教育委員会に提出しなければならない。 文化財選定申出書 (第一号様式の二) に写真、図面、 その他参

四条の次に次の一条を加える。 第三条及び第四条第一項中「第三十条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、第

(選定書の交付)

Щ

梨

県

公

報

号 外

第二十二号

平成十七年三月三十一日

第四条の二 条例第三十七条第二項 (第四十五条第二項で準用する場合を含む。) に

> に改める。 第五条、 規定する選定書の交付は、選定書 (第三号様式の二) によるものとする 第六条第一項、 同条第二項及び第七条中「第三十五条」を「第三十六条」

第十条第二項中「第三十四条第二項」を「第三十五条第二項」に改める。 第九条第一項中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改める。

第十三条第一項中「第三十五条の四」を「第五十一条」に改める。 第十二条第二項中「第三十五条の二第二項」を「第四十九条第二項」に改める。 第十一条中「第三十五条」を「第三十六条」に改める。

律第二百十四号。以下「法」という。) 第百五条第一項」に改め、同条第二項中「第 に改める。 六十四条の二第一項」を「第百七条第一項」に、「第二十九条の六」を「第三十条」 第十四条第一項中「法第六十三条の二第一項」を「文化財保護法(昭和二十五年法

第十五条中「第二十九条の六」を「第三十条」に改める。 第一号様式の次に次の一様式を加える。 第十八条第一項中「第三十八条」を「第五十六条」に改める。 第十七条中「第三十三条」を「第三十四条」に改める。 第十六条中「第三十二条」を「第三十三条」に改める

第1号様式の2(第2条の2関係)

番号年月

山梨県教育委員会 殿

申 出 者

包

文化財選定申出書

下記のとおり文化財の県選定を申出いたします。

記

- 1 文化財の種別
- 2 名 称
- 3 決定等の年月日
- 4 所在地及び面積
- 5 保存状況
- 6 特性
- 7 保存計画
- 8 その他参考となる事項

四五	平成十七年三月三十一日	第二十二号	山梨県公報号外
	30	一様式を加える	第三号様式の次に次の一様式を加える。

第3号様式の2 (第4条の2関係)

	年	右を山	割印	名 称	選	記号番号
	月日	右を山梨県選定			定	
山梨県教育委員会		に選定する		所在地	書	

二一左	
一の考し	区
画積を変更したとき で変更したとき	域
た た 選 と と 定 き き 書	面
添 え て 届	積
区 域 面 積 変更年月日区 域を変更したとき	交付年月日

(山梨県文化財保護審議会規則の一部改正)

第二条 山梨県文化財保護審議会規則 (昭和五十一年山梨県教育委員会規則第九号) の

一部を次のように改正する。

第一条中「第三十七条」を「第五十五条」に改める。

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第十七号

ಠ್ಠ 山梨県立保存民家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

L١ づ

委員長 H

山梨県立保存民家設置及び管理条例施行規則 (昭和六十三年山梨県教育委員会規則第 山梨県立保存民家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

第二条を次のように改める。

十二号)の一部を次のように改正する。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第五条第一項の規定による山梨県立保存民家安藤家住宅の指定管理者の指 出することにより行わなければならない。 定の申請は、指定管理者指定申請書 (第一号様式) に、次に掲げる書類を添付して提

- 事業計画書
- 収支計画書
- 実施体制を記載した書類
- 団体の概要を記載した書類
- 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの

五 兀 \equiv

- 法人の登記事項証明書 (法人の場合に限る。)
- 七 教育委員会が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる
- 者の選定のため教育委員会が必要と認める書類 前各号に掲げるもののほか、条例第五条第二項各号に掲げる基準による指定管理

第三条から第五条までを削る。

(第二号様式)」に改め、 第六条第一項中「第七条」を「第十二条」に改め、同条第二項中「(第四号様式)」を 同条第三項中「(第五号様式)」を「(第三号様式)」に改め、

> 同条第四項を削り、 同条を第三条とする

第七条及び第八条を削る。

第一号様式、第二号様式及び第三号様式を次のように改める。

梨 県 公 報 号 外 第二十二号 平成十七年三月三十一日

Щ

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県教育委員会 殿

(申請者) 所在地 団体の名称 代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立保存民家安藤家住宅の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立保存民家設置及び管理条例第5条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

第2号様式(第3条関係)

山梨県立保存民家安藤家住宅観覧料等免除申請書

年 月 日

山梨県教育委員会 殿

申請者 住所(所在地) 氏名(名称) 代表者

印

(電話)

観 覧 料

次のとおりの免除を承認されるよう申請します。

茶室使用料

			/11	- 1/~,	/ 14/1					
申利	請の月		由内	及	び 容					
日					時	年	月	Ħ	時時	
責	任	者	Ð	Ē	名				Tel	
人					員					
金					額					円

注 太枠線内のみ記入してください。

第3号様式(第3条関係)

山梨県立保存民家安藤家住宅観覧料等免除承認書

第号年月日

殿

山梨県教育委員会印

観覧料

次のとおり

の免除を承認します。

茶室使用料

			//\ <u></u>		 					
承	到心	Ø	内	容						
B				時	年	月	Ħ	時時	分から 分まで	
責	任	者	氏	名						
人				員						
金				額		·				田
注	意		事	項						

第四号様式及び第五号様式を削る

則

(施行期日)

1 この規則は、 から施行する。 平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日

(経過措置)

2 山梨県立保存民家設置及び管理条例の一部を改正する条例 (平成十七年山梨県条例 第六十九号) 附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立保存民家の管理 規定の例による。 する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、この規則 による改正後の山梨県立保存民家設置及び管理条例施行規則第二条及び第一号様式の に関し地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四条の二第三項に規定

山梨県教育委員会規則第十八号

を次のように定める。 山梨県立男女共同参画推進センター 設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 内 ١J づ

山梨県立男女共同参画推進センター 設置及び管理条例施行規則の一部を改正する み

教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。 山梨県立男女共同参画推進センター 設置及び管理条例施行規則 (昭和五十八年山梨県

四号) 第二条に規定する障害者及びその介護を行う者」に改め、同号イ及び口を削る。 第五条第二項を次のように改める。 第五条第一項第一号中「次に掲げる者」を「障害者基本法(昭和四十五年法律第八十

2 前項第一号に該当する場合において、使用料の免除を受けようとする者は、 害者手帳、 療育手帳又は精神保健福祉手帳を館長に提示するものとする 身体障

則

この規則は、 平成十八年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第一号

中

教 庁 育 事 務 所 般

> 県総合教育センター 埋蔵文化財センター 立考古博物 立 立 立 立 文 博 义 学 紨 館館 館 館

庁中処務細則等の一部を改正する訓令を次のように定める。

公

立 立

校 校

中

立

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

藤

L١

づ

み

庁中処務細則等の一部を改正する訓令 委員長 内

(庁中処務細則の一部改正)

第一条 庁中処務細則 (昭和二十四年山梨県教育委員会訓令甲第七号) の一部を次のよ

うに改正する。 県 立 美

令達先中「県 立 美 紨

館 を 立 博 紨 物

館

に改める。

(山梨県教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 館

第二条 の分限、 懲戒、 山梨県教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関 諮問委員会規程の 一部改正)

の一部を次のように改正する。 の職員の分限、懲戒、諮問委員会規程 (昭和二十七年山梨県教育委員会訓令甲第一号)

令達先中「県

立

美

紨

館

を

博 美

物 術

館 館

に改める

県

立

(山梨県教育委員会公印管理規程の一部改正) 立

第三条 山梨県教育委員会公印管理規程(昭和三十一年山梨県教育委員会訓令甲第四号)

の一部を次のように改正する。

令達先中「県

立 紨 館 県 立 美 術 館

を 立 博 物 館 に改める。

第三条第一項中「県立美術館」の下に「、 県立博物館」 を加える。

公 報 号 外 第二十二号 平成十七年三月三十一日

Щ

梨

県

Ш

五

(職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第四条 職員の勤務時間に関する規程 (昭和三十二年山梨県教育委員会訓令甲第十号) の一部を次のように改正する。

令達先中「県 立 美 紨 館 を 県

立 美

立 博

物 紨

館 館

(山梨県教育職員旅費支給規程の一部改正)

第五条 山梨県教育職員旅費支給規程 (昭和三十六年山梨県教育委員会訓令甲第九号) の一部を次のように改正する。

(山梨県教育事務所処務規程の一部改正)

令達先中「県

立

美

紨

館

を

立 立

博

物 紨

館 館

に改める

県

美

第六条 山梨県教育事務所処務規程 (昭和四十三年山梨県教育委員会訓令甲第三号) 一部を次のように改正する。 ത

令達先中「県 立 美 紨 館 を 県 立 美 術 館

り上げる 第六条中第四号を削り、 第五号を第四号とし、 第六号から第十号までを一号ずつ繰

立

物

館

加える。 第六条の二中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、 第二号の次に次の一号を

三 所員の時間外勤務、 の命令並びに休日の代休日の指定に関すること。 休日勤務 (休日の代休日の勤務を含む。) 及び宿日直勤務

(職員の勤務時間の特例に関する規程の一部改正)

職員の勤務時間の特例に関する規程(昭和四十六年山梨県教育委員会訓令甲第

六号)の一部を次のように改正する。

令達先中「県

立

第七条

紨 館 県 立 美 紨 館 に改める

を 立 博 物 館

別表中県立美術館に勤務する職員の項の次に次のように加える。

員 動立 勝物する 記
同
る 館割勤 が り 定 は 、 の
[°] 長振し四 がりは、 さい は、 の る 館割と
定はそ二十 めに る。 し、 の間割し がり がり で
の日定間間館月 日以めにご長曜 外るつとが日 の月いの四及 四曜て期週び

職に県

(山梨県教育委員会訓令前行署名式の一部改正

第八条 号)の一部を次のように改正する。 山梨県教育委員会訓令前行署名式(昭和四十七年山梨県教育委員会訓令甲第三

美 紨 館

令達先中「県 立 美 を 県 立

桁 館 県 立 博 物

県立美術館 県立文学館 県立学校 県立考古博物館 県総合教育センター 公立小学校 を 県立美術館 県立考古博物館 県総合教育センター

公立中学校 公立小学校

> 県 公

県 県

立博物館

本則中

立文学館

に改める。

立学校

立中学校

(山梨県立学校等夜間警備委託規程の一部改正)

第九条 山梨県立学校等夜間警備委託規程(昭和四十七年山梨県教育委員会訓令甲第四

号)の一部を次のように改正する。 令達先中「県 立 美 術 館 を 県 立 美 紨 館 に改める

立

博

物

館

(山梨県教育委員会安全衛生管理規程の一部改正)

第十条 三号)の一部を次のように改正する。 山梨県教育委員会安全衛生管理規程(昭和五十三年山梨県教育委員会訓令甲第

県 立 美 紨 館

令達先中「県 立 紨 館」 を 立 博 物 館 に改める。

(山梨県教育委員会プロジエクトチーム編成運営規程の一部改正)

第十一条 育委員会訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。 山梨県教育委員会プロジエクトチーム編成運営規程(昭和五十四年山梨県教

令達先中「県 立 紨 館 を 県 立 立 美 博 紨 物 館 館

(山梨県教育庁行政文書管理規程の一部改正)

第十二条 号)の一部を次のように改正する。 山梨県教育庁行政文書管理規程 (平成十六年山梨県教育委員会訓令甲第一

令達先中「県 立 美 県 立 美 紨

紨 館 を 館 に改める

県 立 博 物 館

別表第一中「博物館建設室」及び「教博建」を削る。

附 則

この訓令は、 平成十七年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第二号

教 庁 育 所 般

埋蔵文化財センター

県 立

県 $\dot{\underline{\nabla}}$ 紨 館

県 立 博 物 館

宗 立 文 学 館宗立考古博物館

県 県総合教育センター 立

公 立 校 校

による。

学 校

立 中

山梨県教育職員旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

み

委員長 内 藤 しし づ

山梨県教育職員旅費支給規程の一部を改正する訓令

を次のように改正する。 山梨県教育職員旅費支給規程 (昭和三十六年山梨県教育委員会訓令甲第九号)の一部

第二条中「五日」を「八日」に改める。

泊料」を「宿泊料及び旅行雑費」に改める 第三条第一項中「六百二十円」を「百円」 に改め、 同条第二項第二号中「日当及び宿

第五条の見出し中「利用した」を「利用する」に改め、同条中「鉄道賃及び」を削り、

車賃は」を「車賃を」に改める。

第六条から第八条を削る。

第五条の次に次の一条を加える。

(私用自動車を利用する場合の旅費)

Щ

梨

県

公

報 号 外

第二十二号

平成十七年三月三十一日

職員が私用自動車を利用して旅行する場合の車賃の額は、 条例第十五条第一項

> 別表を次のように改める。 に規定する路程に応じた一キロメートル当たりの定額とする。

別表 (第三条関係)

四、七二〇円	六十日以上
六、二九〇円	三十日以上六十日未満
七、八七〇円	三十日未満
日額	区分

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、 平成十七年四月一日から施行する。

2 この訓令による改正後の山梨県教育職員旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の (経過措置) 日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例

山梨県教育委員会告示第二号

山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 内 藤 しし づ み

山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示

のように改正する。 山梨県教育委員会公印規程(昭和三十一年山梨県教育委員会告示第七号)の一部を次

別表中「県立美術館」の下に「、県立博物館」を加える。

この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会告示第三号

称等を次のように定める。 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

ひてぶい 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務口頭により開示する。 長 人 藤 い づ み

取扱事務の名称及び記録項目、開示期間並びに開示場所は、次のとおりとする。に基づき定める口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報山梨県個人情報保護条例(平成十七年山梨県条例第十五号)第二十七条第一項の規定

校養護学	同 右	同右) 等部入学者選抜 (学力検査 県立盲・ろう・養護学校高
等各 学県 校立 高	間日 定 会 当 ら 子 表 一 表 可 の 予 の 予 表 の 子 表 の う の う の う の う の う の う の う の う の う の	科目別得点及び得点合計	学力検査) 学力検査)
同 右	同 右	る。) (不合格者に限	考検査
課義 務 教育	から一月間合否通知を	査とも不合格者に限る。) 総合ランク (一次、二次検	公立学校教員選考検査
	見え	記録項目	名称
開示場	開示期間	対象となる個人情報取扱事務	対象となる個人

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

(関係告示の廃止)

教育委員会告示第五号)は、廃止する。 2 口頭により開示請求をすることができる個人情報及び開示の方法 (平成五年山梨県

(適用区分)

した保有個人情報については、なお従前の例による。 間の初日が到来する保有個人情報について適用し、施行日前に開示期間の初日が到来3.この告示の規定は、平成十七年四月一日(以下「施行日」という。)以後に開示期

山梨県教育委員会教育長訓令甲第一号

県立考古博物 県 教 庁 県総合教育センター 埋蔵文化財センター 立 立立立 育 文 博 义 事 美 紨 物 館館 館 館 所 般 館

を改正する訓令を次のように定める。 早 文 学 校

教育次長等専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県教育委員会

田

良

予央見呈等の一部を女圧する川令教育 長 真

教育次長等専決規程等の一部を改正する訓令

(教育次長等専決規程の一部改正)

一部を次のように改正する。

第一条 教育次長等専決規程 (昭和三十二年山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号)の

繰り上げる。 第五条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ

2。 第七条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加え

びに休日の代休日の指定に関すること。三の所属職員の時間外勤務及び休日勤務(休日の代休日の勤務を含む。)の命令並

(教育長の権限の一部を学校その他の教育機関等の長に委任する規程の一部改正)

六年山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。 第二条 教育長の権限の一部を学校その他の教育機関等の長に委任する規程 (昭和四十

说 ...「県立美術館

術館」を製力するに改める。

令達先中「県

立

県 立 博 物 館」

(児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部改正)第一条中「県立美術館長」の下に「、県立博物館長」を加える。

会教育長訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。第三条の児童子三条の認定及び支給に関する事務取扱規程(昭和四十六年山梨県教育委員ののでは、「日本の一番のでは、「日本の一番のでは、「日本の一番のでは、

令達先中「 県 立 美 紨 館 を 県 県 立 立 美 博 物 紨 館 館 に改める。

第二条の表中 県立美術館副館長 を

県立美術館副館長 県立博物館副館長

に改める。

(山梨県教育委員会被服貸与規程の一部改正)

第四条 山梨県教育委員会被服貸与規程 (昭和四十八年山梨県教育委員会教育長訓令甲 第二号)の一部を次のように改正する。

立 美 紨 館 を 県 立 美 紨 館

令達先中「県

立 博 物 館 に改める

第三号の次に次の一号を加える。 第二条第一項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、

山梨県立博物館職員

(山梨県教育委員会職員身分証明書等に関する規程の一部改正)

第五条 山梨県教育委員会職員身分証明書等に関する規程 (昭和六十一年山梨県教育委 員会教育長訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

立 美 紨 館

を 立 博 物 館 に改める

令達先中「県

立

紨

館

の次に次の一号を加える。 第二条中第七号を第八号とし、 第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、 第三号

山梨県立博物館職員

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

そ の 他

山梨県労働委員会告示第二号

に定める。 山梨県労働委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のよう

平成十七年三月三十一日

Щ

梨

県 公

報 号

外

第二十二号

平成十七年三月三十一日

山梨県労働委員会

渡 辺 和 廣

> の他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、山梨県 又は山梨県労働委員会が行うこととされる手続等を電子情報処理組織を使用する方法そ 例第四十五号) 第三条から第六条までの規定に基づき、山梨県労働委員会に対して行い、 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年山梨県規則第五十 山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山梨県条 山梨県労働委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

六号) の規定の例による。

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県収用委員会規則第一号

に定める。 山梨県収用委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を次のよう

平成十七年三月三十一日

山梨県収用委員会会長 古 井 明 男

の他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、山梨県 又は山梨県収用委員会が行うこととされる手続等を電子情報処理組織を使用する方法そ 例第四十五号) 第三条から第六条までの規定に基づき、山梨県収用委員会に対して行い、 六号)の規定の例による。 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年山梨県規則第五十 山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山梨県条 山梨県収用委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

発行者	山梨県
山梨県	県公報号外
	外
甲府市丸の内一丁目六番一号	第二十二号
<u>只</u> 不番一号	平成十七年三月三十一日
印刷所供	旦十一日
㈱サンニチ印刷	
甲府市	
甲府市北口二丁目六番	
自六番	
	_
	五